

平成 25 年度第 1 回外来種被害防止行動計画策定会議  
の特に検討が必要な意見と対応案

	意見	事務局見解（対応案）	対応状況
1	<p>&lt; 「国内由来の外来種」の用語の使い方 &gt;</p> <p>我が国に分布域を有しているが、国外から国内の非分布地域に導入される生物種（例：東北地方に導入されたサキグロタマツメタ）については、「国内由来の外来種」ではなく別の名称を考えるべき。</p>	<p>・「国内に自然分布域をもつ国外由来の外来種」としたい。</p>	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>
2	<p>&lt; 「外来生物」と「外来種」の用語の使い方 &gt;</p> <p>「外来生物」と「外来種」の言葉の使い方が分かりにくい。誤解や混乱のないよう定義や説明を分かりやすく記述すべき。</p>	<p>・「外来生物」は法律用語であり、変更することは難しいため、定義については現状のままとしたい。</p>	<p><u>意見に対する本文中の新たな対応はなし。</u></p>
3	<p>&lt; マツノザイセンチュウによる農林水産業被害について &gt;</p> <p>・外来種による農林水産業の被害で最も大きいのはマツ材線虫病である。日本の森林景観を一変させ、二次遷移が変わってしまった。ものすごく大きな被害であるが、全く書かれていないので、総論でぜひ書いて欲しい。</p>	<p>・意見を踏まえ、記載。</p>	<p><u>P.6</u></p>
4	<p>&lt; 外来種の中には、古くから家畜、栽培植物、（中略）関わり方を考えていく必要があります &gt; の文章について &gt;</p> <p>・同じ文章が 3 箇所に出てくるので、段階に応じて、内容・書き方を変えるべき。</p> <p>・前の文章とのつながり（問題となっている外来種と利用している外来種の区別）が分かりにくいので配慮が必要。</p>	<p>・意見を踏まえ、それぞれの項目に応じて、内容・記載を修正。</p> <p>・上記と合わせて修正。</p>	<p><u>P.1</u></p> <p><u>P.7</u></p> <p><u>P.25</u></p>

<p>5</p>	<p><b>&lt; 防除の目標について &gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防除の大目標は、あくまでも在来種及び在来生態系の復元である。広くコンセンサスを得るためには、行動計画の大目標を一番の冠として第 1 章に出すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を踏まえ、外来種対策の目的が、生物多様性の保全であることを、第 1 章第 1 節、第 2 章第 1 節 1 ( 2 ) 【理解の段階】に記載。</li> </ul>	<p><u>P.4(第 1 章第 1 節)</u> <u>P.24(第 2 章第 1 節 1 ( 2 )【理解の段階】○普及啓発の際の留意点)</u></p>
<p>6</p>	<p><b>&lt; 外来種問題の戦略・目標設定 &gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・外来種問題への取組戦略についての模式図が欲しい。侵入初期ならなぜ有利か、まん延している場合は根絶か低密度管理かといった戦略、目標設定が必要。</li> <li>・アルゼンチンアリやアライグマ等、今いる外来種で戦略を示すと分かりやすい。それぞれに応じて資源や予算を配分するという行政の姿勢、国民の協力の必要性をアピールすると効果的。</li> <li>・外来種の捕獲が目標に設定されがちだが、生物多様性の保全が目標であることを分かりやすく示すとよい。例えば、種間関係を考えた捕獲を行わないと、かえって問題が拡大することなど。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を踏まえ、図 4、図 5 を修正。</li> <li>・小笠原の事例をコラムに追加(対応中)</li> </ul>	<p><u>図 4、図 5</u></p>
<p>7</p>	<p><b>&lt; まん延した侵略的外来種についての防除の留意点 &gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・低密度期に入った場合、1 個体あたりの防除単価は高くなるが、それだけを強調するのではなく、1 個体当たりが個体群縮小にもたらす貢献度、効果は相対的に高くなっていることも示す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・1 個体当たりが個体群縮小にもたらす貢献度、効果は相対的に高くなっていることを本文に追記し、図 5 も合わせて修正。</li> </ul>	<p><u>P.46</u> <u>図 5</u></p>

8	<p><b>&lt;まん延した侵略的外来種についての防除の留意点&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防除段階ごとの防除の留意点に、防除の結果として根絶にどの程度近づいたのか、それにより保全対象種がどのくらい回復したかという評価を入れるべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・図5の各防除段階における防除のポイントに追記。</li> </ul>	<p><b><u>図 5</u></b></p>
9	<p><b>&lt;人材育成について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・人材育成の必要性、重要性を記述すべき。</li> <li>・特に、低密度になるほど管理の知識が必要となり、防除従事者の意欲を保ちにくくなるのが問題。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第1節1(2)に人材育成に関する項目を設け、その必要性に関する文章を追加。</li> </ul>	<p><b><u>P.31-32</u></b></p>
10	<p><b>&lt;普及啓発について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・普及教育には教科書への掲載が重要。媒体に関する記述は、教科書を前に出すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第1節1で、教育段階において外来種問題を伝えることが重要である旨を記載。さらに、第3章第1節2では、これまで実施していたパンフレット作成などの普及啓発以外に、教科書出版界向けの勉強会の開催等を行うことを記載している。</li> </ul>	<p><b><u>P.22-29</u></b></p>
12	<p><b>&lt;普及啓発について&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・生物多様性保全の延長に外来種問題があり、地球環境問題としての部分と、日本におけるローカルな問題の部分とを整理する必要がある。また日本国政府として取り組むべき問題とローカルな地域環境として取り組まなければならない問題を理論的に説明することが重要。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を踏まえ、第2章第2節1に、国際的な視点で取り組むべき問題であるという観点を踏まえて防除を実施していく必要がある旨、追記。</li> </ul>	<p><b><u>P.56</u></b></p>

13	<p>&lt; 普及啓発について &gt;</p> <p>・外来種予防三原則を守れない人の中には、もう手遅れだと思っている人も多い。防除実績を示して、決して手遅れでは無いので三原則の遵守に協力して欲しい、ということを普及すれば理解の促進につながるのではないか。</p>	<p>・意見の主旨を踏まえ、第2章第1節1【理解の段階】に三原則を基本にした普及啓発をしていくことを記載。合わせて、第2章第1節3の対策として、三原則の遵守の徹底について記載。</p>	<p><u>P.23-25</u> <u>P.38</u></p>
14	<p>&lt; 殺処分と動物愛護 &gt;</p> <p>・「殺処分と動物愛護の関係や、(中略)丁寧に伝える必要があります。」と書いてあるが、具体的な説明がないので追加して欲しい。</p>	<p>・第2章第1節1のコラムに、問答を追加。 ・和歌山県のタイワンザルの事例を第2章第1節4(2)1)戦略的・順応的な防除のコラムとして追加。</p>	<p><u>P.29</u> <u>P.47</u></p>
15	<p>&lt; 基礎情報の収集 &gt;</p> <p>・収集した情報の取り扱いにスピード感がない。収集、共有、公開に緊急性を要する情報もあるので、そのような種の場合の取り扱いを分けて記述すべき。 ・「緊急性(拡散・定着時間の長短)」とあるが、単なる時間軸では測りにくい。</p>	<p>・第2章第1節2(1)で、迅速な対応が必要な場合等について記載。 ・第2章第1節2(2)の「緊急性(拡散・定着時間の長短)」を「緊急性(定着段階、拡散の速度等)」に修正。合わせて、侵略性のある種の同定、評価、早期対応について、学会等の協力を受けていくことを検討することについて第3章第7節に記載。</p>	<p><u>P.32-33</u> <u>P.34(第2章第1節2(2))</u> <u>P.88(第3章第7節)</u></p>
16	<p>&lt; 意図的に導入される外来種の適正管理 &gt;</p> <p>・オオクチバスに関して、特例4湖の特例について、経緯、現状、課題、今後のあるべき姿等を入れ込めないか。</p>	<p>・第2章第1節3に現状を記載し、今後の取り組みについて第3章第3節1に記載しました。</p>	<p><u>P.37(第2章第1節3)</u> <u>P.72(第3章第3節1)</u></p>

17	<p><b>&lt;意図的に導入される外来種の適正管理&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・管理の不手際は大きな問題であり、いったん管理下に置いた場合の管理の徹底や、逸出、定着した個体の管理問題についても記すべき。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・すでに第2章第1節3(2)として利用されている外来種の適正管理の必要性について項目を設けて記載。</li> </ul>	<p><u>P.39</u></p>
18	<p><b>&lt;初期侵入のモニタリングと早期防除&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・早期発見、早期防除の徹底を謳っているが、具体的行動についての記述がない。在来種のモニタリング事業の中で外来種をピックアップするなど、他の生物多様性の事業と連携しながら早期発見のシステムができないか。</li> <li>・アセスメントの中に外来種についての問題意識を入れるよう指導するだけでも効果はある。生物多様性基本法第25条にもアセスに関連する条項があるため、それをうまく書き込むとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・早期発見については、主要な港湾モニタリングを実施し、アルゼンチンアリについては、ほぼ防除につながっている現状を第2章第1節4に記載。また、今後の情報収集の手段として、いきものログを実施していくこと第3章第7節に記載している。</li> <li>・現在対応を検討中。</li> </ul>	<p><u>P.44 (第2章第1節4)</u></p> <p><u>P.88 (第3章第7節)</u></p> <p>-</p>
19	<p><b>&lt;効果的・効率的な防除の推進&gt;</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これから外来種対策に踏み出す地方自治体が、どういう場所で、どのような種類を対象に、何から、どのように始めればよいのかが検討しづらい。対応についての判断ができるような記載が欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第1節2の記載を修正し、適用事例のコラムを追加。(対応中)</li> </ul>	<p><u>P.32</u></p>

<p>20</p>	<p>&lt;「入れない・捨てない・拡げない」について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ペットについては、飼養者が個体レベルでしっかりと管理し、増やさないことを加えて欲しい。それにより、自分自身の問題として理解できるのではないか。</li> <li>・餌付けは増殖行為の中で一番大きな問題であるため、ぜひ注意喚起して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第1節3(1)の【捨てない】、【拡げない】に追記。</li> </ul>	<p><u>P.39</u></p>
<p>21</p>	<p>&lt;「入れない・捨てない・拡げない」についての普及啓発&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・伐木現場で、結実したアレチウリやオオブタクサの刈り取りを行っているケースがあった。「拡げない」ということを生業の現場にも周知しないと実効性がない。移動拡散させないということを生業と結び付けて示す必要がある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・直接外来種を取り扱う事業者に対しての普及啓発が重要である旨を第2章第1節1【認識の段階】に記載。</li> </ul>	<p><u>P.22</u></p>
<p>22</p>	<p>&lt;交雑の問題について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・交雑がなぜ問題なのかは理解しにくいので、具体的な事例紹介があるとよい。サツキマスの生息水域にアマゴが導入されて交雑した結果、漁獲量が減少した例や、オガサワラグワがシマグワとの交雑により絶滅寸前となった例がある。</li> <li>・交雑による影響には、遺伝子の固有性が失われるという問題と、生殖攪乱により繁殖能力が低下することで種が絶滅するという問題の2つがある。遺伝子の固有性が生物多様性の根底にあることを説明した上で、なぜ交雑がいけないのかという話を載せて目的につなげるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見の主旨を踏まえ、第1章第1節における交雑に関する記載箇所にも、複数の事例を追加した文章に修正。</li> </ul>	<p><u>P.5</u></p>

23	<p>&lt;同種の生物導入による遺伝的攪乱について&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・メダカは良い例の1つなので、事例として入れて欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第1節6にメダカの移植放流による遺伝子攪乱の事例を記載。</li> </ul>	<p><u>P.51</u></p>
24	<p>&lt;調査研究の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・調査研究を推進する理由として、いたずらに手を出してコストをかけるのではなく、最初に調査研究を行って手法を開発することによっていくことの必要性を記述して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第1節7(2)の【調査研究の推進】に記載。</li> </ul>	<p><u>P.54</u></p>
25	<p>&lt;調査研究の推進&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・愛知目標の目標19には科学的な基盤の構築も入っているので、そのような視点からも必要性を記すとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を踏まえ、第2章第1節7に記載。</li> </ul>	<p><u>P.52</u></p>
26	<p>&lt;情報基盤の構築：同定支援&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・地方自治体の取組で最初に問題となるのが種の同定である。図鑑には載っていないものが多いため、分類・同定システム構築の方向性を記して欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第1節7【情報基盤の構築】に追記。また、第3章第7節に将来的に日動水や各種学会に連携して実施していくことを記載。</li> </ul>	<p><u>P.54 (第2章第1節7)</u> <u>P.88 (第3章第7節)</u></p>
27	<p>&lt;情報基盤の構築：防除マニュアル&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・これまで様々な防除マニュアルが出されているが、リスト化されておらず、事業報告書の形になっているため使いづらい。リスト化やダイジェスト版の作成など検討して欲しい。</li> <li>・マニュアルと一緒に、自治体が外来種対策に使える補助金や助成金のリストがあると活用しやすい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・各種マニュアルを収集して、環境省HPで公開することを検討する旨を第3章第7節に記載。</li> <li>・既存の支援制度を調査し、整理することを検討する旨を第3章第1節に記載。</li> </ul>	<p><u>P.88 (第3章第7節)</u> <u>P.65</u></p>

28	<p>&lt; 情報基盤の構築：緊急時の対応 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・侵略的外来種リスト作成後の維持管理や、新たに侵略性の極めて高い種が緊急に出た場合、いかに特定外来生物に指定するか等、速やかな対応の仕組みを設けて書き込んで欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・侵略的外来種リストの維持管理について、第3章第2節に記載。</li> <li>・第3章第3節1に、緊急性がある場合は基本方針に基づき速やかに指定する旨を記載。</li> <li>・第3章第4節2(4)に追記。</li> </ul>	<p><u>P.68 (第3章第2節)</u>  <u>P.68 (第3章第3節1)</u>  <u>P.85 (第3章第4節2(4))</u></p>
29	<p>&lt; 戦略的・順応的な防除 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・防除は生物季節を考えて行うべきであり、単年度予算であることがネックとなっている。相手は生き物であり、他の土木等の事業と異なるということを省庁内に普及していくことが必要。せっかく対策や手法が確立できても、実行する場が無いということになる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第1節4(2)に生物季節を踏まえた防除の必要性を記載。</li> </ul>	<p><u>P.46</u></p>
30	<p>&lt; 国際貢献・国際連携 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・IPBES(生物多様性及び生態系サービスに関する政府間科学政策プラットフォーム)について記述することはないのか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・意見を踏まえ、第2章第1節8【国際貢献・国際連携】に記載。</li> </ul>	<p><u>P.55</u></p>
31	<p>&lt; 各主体の連携 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・「連携して防除実施計画を策定し」とあるが、具体的な事例があるとよい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第1節4(2)に近畿のアルゼンチンアリ防除での連携について、コラムを追加。</li> <li>・第2章第2節1に連携事例として、九州地方のアライグマ対策のための協議会の事例を記載。</li> </ul>	<p><u>P.48-49</u>  <u>P.57 (対応中)</u></p>
32	<p>&lt; 各主体の役割 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・動物園、水族館、植物園が外来生物を逸出させ問題になっている事例が多く、定着経路、侵入経路のリスクとなっている。これらの主体に対し「適正管理の徹底」等の記述をして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・第2章第1節3に利用している外来種の適正管理の必要性について記載し、第2章第2節6にも適正に管理すべきである旨記載。</li> </ul>	<p><u>P.39-40(第2章第1節3)</u>  <u>P.61-62(第2章第2節6)</u></p>

33	<p>&lt; 各主体の役割 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ どのような主体が防除従事者の育成を積極的、主導的に行うかを入れるべき。地方自治体、民間団体あたりか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 国は防除マニュアル作成や資金的な支援をし、人材育成については地方自治体の役割として第 2 章第 2 節 2 に記載。</li> </ul>	<p><u>P.58</u></p>
34	<p>&lt; 各主体の役割 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 防除段階にしたがって、地方自治体の役割は変わっていくと考えられる。段階ごとに分けて記述できないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 章第 2 節 2 を修正。</li> </ul>	<p><u>P.58</u></p>
35	<p>&lt; 各主体の役割 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 市町村では、外来種、希少種はどこが受け持てば良いのかさえ分からないことが多い。大抵は環境サイドか農政のどちらかだが、その間での情報共有も無いことが多い。連携するように強くアピールして欲しい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 第 2 章第 2 節 2 を修正。</li> </ul>	<p><u>P.57-58</u></p>
36	<p>&lt; その他 &gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「南西諸島」に屋久島を含めているか。含めているのであれば、屋久島は世界遺産であり、タヌキが国内外来種として侵入している問題があるので、記載を検討してほしい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 「南西諸島」の表記を「奄美群島・琉球諸島」に変更。</li> </ul>	<p><u>P.75</u></p>